

目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例補足説明資料  
(利用者負担額軽減措置の概要)

1 区条例 別表第2 (私立幼稚園に係る軽減策)

全階層において、国基準と同額とする。

表中の「—」は、すでに国新基準と同額なので改正しない。

(単位：円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	<区条例別表第2；私立幼稚園>		現行保育料 (第2子)	改定後案 (第2子)	国新基準額 (第2子)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	—	0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む)	ひとり親世帯	0	—	0
		ひとり親世帯以外	3,000 (1,500)	— (0)	3,000 (0)
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が77,101円未満	ひとり親世帯	7,550 (0)	3,000 (—)	3,000 (0)
		ひとり親世帯以外	16,100 (8,050)	14,100 (7,050)	14,100 (7,050)
D	所得割課税額77,101円以上211,201円未満		20,500	—	20,500
E	所得割課税額211,201円以上		25,700	—	25,700

2 区条例 別表第3-1 (区立幼稚園に係る軽減策)

全階層において、国基準と同額または低額とする。

表中の「—」は、すでに国新基準より低額なので改正しない。

(単位：円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分	<区条例別表第3-1；区立幼稚園>		現行保育料 (第2子)	改定後案 (第2子)	国新基準額 (第2子)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)		0	—	0	
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯(区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む)		0	—	0	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得	所得割課税額が5,000円以下	ひとり親世帯	1,450 (0)	—	3,000 (0)
			ひとり親世帯	2,900 (1,450)	—	14,100 (7,050)

	割課税額が 0円以外の 世帯		以外			
D		所得割課税 額が5,000円 超10,000円 以下	ひとり 親世帯	2,250 (0)	—	3,000 (1,500)
			ひとり 親世帯 以外	4,500 (2,250)	—	14,100 (7,050)
E		所得割課税 額が10,000 円超	ひとり 親世帯 で所得 割課税 額が 77,101 円未満	4,500 (0)	3,000 (—)	3,000 (1,500)
			所得割 課税額 が 77,101 円以上	9,000 (4,500)	—	14,100 (7,050)

### 3 区条例 別表第3-2（区立こども園に係る軽減策）

全階層において、国基準と同額または低額とする。

表中の「—」は、すでに国新基準より低額なので改正しない。

（単位：円）

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分 <区条例別表第3-2；区立こども園>	現行保育料 (第2子)	改定後案 (第2子)	国新基準額 (第2子)
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	—	0
B A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯（区市町村民税のうち均等割のみ課税世帯を含む）	0	—	0
C A階層を除き当該年度分の区市町村民税所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が5,000円以下	ひとり親世帯 2,050 (0)	3,000 (0)
		ひとり親世帯以外 4,100 (2,050)	14,100 (7,050)
D	所得割課税額が5,000円超10,000円以下	ひとり親世帯 3,150 (0)	3,000 (—)
		ひとり親世帯以外 6,300 (3,150)	14,100 (7,050)
E	所得割課税額が10,000円超	ひとり親世帯 6,250 (0)	3,000 (—)

		割課税額が 77,101 円未満			
		所得割課税額が 77,101 円以上	12,500 (6,250)	—	14,100 (7,050)

(参考)

国における1号認定子どもの軽減措置の内容

- (1) 年収360万円未満相当世帯の保護者負担の軽減
- ア 市町村民税所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等の要保護世帯等に属する第1子の利用者負担額を月額3,000円とする。
- イ 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯に属する第1子の利用者負担額を月額14,100円とし、第2子の利用者負担額を月額7,050円とする。
- (2) 多子世帯に係る特例措置
- 市町村民税非課税世帯の第2子以降を無償とする。

国 教育標準時間認定の子ども(1号認定)

【 】内はひとり親世帯等の要保護世帯 ※は多子世帯特例措置

階層区分	利用者負担(国改定後)	利用者負担(国改定前)
① 生活保護世帯	0円	0円
② 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～年収 約270万円)	3,000円 【0円】 ※第2子以降は0円	3,000円 【0円】 ※第2子は1,500円、第3子0円
③ 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	14,100円 【3,000円】 ※第2子半額、第3子以降0円【第2子以降0円】	16,100円 【7,550円】 ※第2子半額、第3子以降0円【ひとり親世帯も同じ】
④ 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円 ※第2子半額、第3子以降は0円	20,500円 ※第2子半額、第3子以降0円
⑤ 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円 ※④と同じ	25,700円 ※④と同じ

以 上